

平成10年4月 臨時会本会議 4月30日

(鈴木和夫 君) 公明の鈴木和夫でございます。

私は、公明大阪府議会議員団を代表いたしまして、泉佐野コスモポリス事業処理に関する調停の件並びに関連する補正予算案に関して、順次質問をしてみたいと存じます。

泉佐野コスモポリス事業の処理案をめぐっては、昨年二月議会における任意処理案の否決、民事調停への移行、本年二月議会での調停案同意の件の取り下げという紆余曲折を経て、今臨時議会において修正調停案の同意を求められるに至ったのでありますが、我々議会側としても、事業推進に同意してきたという経緯があるものの、計画がとんざして以来の府のこれまでの対応については、大変不信任感がぬぐえないものであります。

一つは、府が泉佐野コスモ事業が第三セクター事業であることを理由に、官と民の都合のいい使い分けをしてきたことであります。

府が、泉佐野コスモポリス計画を関西国際空港関連地域整備事業の一つに位置づけ、一六%という最大の出資者として主導的に株式会社を設立しておきながら、破綻が進行していたにもかかわらず、府と別の法人格を有するものとして、ほとんど経営情報が開示されてこなかったのであります。

また、事業の破綻が明らかになって以来、処理問題が府の最重要課題と言いながら、これまでの対応を見る限りにおいては、商工部だけでなく全庁を挙げて組織的に処理を遂行するという強い決意を持って対応が行われてきたとは言いがたいのであります。

さらに、昨年二月に任意処理案が提出された際、府議会での審議を通じて、二重買いや面積相違問題など極めてずさんな用地買収が明らかになったことも、我々の不信任感を増幅させることになったのであります。

また、民事調停に関して言えば、当初は、民事調停で示された調停条項骨子案四項目はいささかも変えることはできない、変えると不調に終わり破産の道を歩むと修正の余地が全くないことを主張していたにもかかわらず、議会の強い指摘を受けて修正を申し入れた結果とは言え、解決金六億円の支払いが削除された新たな調停案が改めて提示されたことや、非公開としていた調停内容を公開することにしたことなど、これまでの府のかたくな態度は何であったのか疑問を抱かざるを得ません。

さらに、民事調停の中身が根底から崩れるほど重要な特別土地保有税問題が突如として持ち出された背景には、特別土地保有税の免除を決定するための期限が到来することを理由にして早く幕を引き、融資依頼文書の問題や府の経営指導責任を免れようとするところがあるように思えてなりません。

我々としては、一連の泉佐野コスモポリス事業の処理問題に関し、このような強い不信任を持っているのでありますが、以上の諸点について知事自身はどう考えておられるのか、まずお伺いをいたします。

次に、取得しようとする土地の利用目的についてであります。平成九年二月の任意処理案に基づく予算案では、府営公園等の事業用地として活用するための取得費として計上されておりましたが、今回の補正予算案では、泉佐野コスモポリス関連事業の用地取得費として位置づけられているだけであり、土地の利用目的が明確にされてはおりません。公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項に基づき、土地開発公社に先行取得させるとのことではあります。具体的な事業目的を明らかにすべきであります。

昨年、府下市町村の不明朗な用地先行買収が明らかになった際、本府が事業目的のない用地買収をしないよう指導している立場からも、責任上事業目的が明らかでない用地の買収は許されるものではないと考えます。知事の見解をお伺いいたします。

次に、今回上程されている修正調停案についてお伺いいたします。

修正調停案では、解決金という名目で盛り込まれていた上之郷インターチェンジ建設費の負担責任としての六億円と、元金だけで七十億円の債権の全額放棄については受け入れられないとの議会の厳しい主張を踏まえ、再度の調停を求めた結果、解決金が削除されるに至っておりますが、そもそも六億円の解決金は法的根拠のないものであり、言わば削除されてしかるべき性格のものであります。

一方で、コスモ社に対する本府の元利、延滞損害金を含めた約九十八億四千万円もの貸付金債権の劣後性については、全面的に本府の主張が退けられましたが、調停において府の意向が酌み取られなかった理由は何なのか、そしてそれを府として受諾しようとした理由についても明らかにしていただきたいのであります。

ずさんな用地買収にかかわるコスモ社の経営責任の追及については、民事調停という法的手段を通じた解決策を模索してきたにもかかわらず、不明確なままであるとの感が払拭されたわけではありません。さきの二月定例

会前に行われた商工農林常任委員会での集中審議の結果を踏まえ、面積相違問題に関して、特別清算人の判断にゆだねる旨の項目が入っているものの、その実効性について十分な保証が必要であると考えております。知事の所見をお伺いいたします。

我が党は、本府の財政支出を極力少なくすることが、府民に対する責任を果たすことにつながると従前から主張してまいりましたが、修正された調停案においても、まだまだ我が党の主張との隔たりが残っていると言わざるを得ません。

本府は、今準用再建団体転落の危機という極めて厳しい財政状況にあります。こうした中で、債権放棄とあわせて二百億円を超える貴重な府民の税金を破綻処理に投入することについては、到底府民の理解を得るものでないと考えております。

老人医療費助成事業の見直しを初め、財政再建を府民に負担を強いる形で進めようとしている中で多額の公金投入については、府民の間には極めて厳しい批判の声が上がっていることも事実であります。

泉佐野コスモポリス事業の推進に主導的な役割を果たしてきた府の責任のとり方としての土地購入案は、銀行団に対するものであり、府民に対して責任をとったとは言えないものと考えております。

知事は、常々府民の目線で取り組むということを発言されておりますが、今回の処理スキームにおいても、多額の処理経費を負担させられる府民に対し、どのように説明するつもりでおられるのか、また地元の利害関係者だけでなく、水面下で進行してきた破綻のツケを回される大多数の府民に対する責任をどう考えておられるのか、お伺いいたします。

府は、今回の調停案に議会が同意しないと、今後の府政運営に当たって、金融機関の協力が得られないなど弊害が生じるおそれがあることを強調しておられますが、こうした考えには、いまだ府には官の甘さが看取できるのであります。全国的な官主導の事業破綻によって、いわゆる親方日の丸神話は崩れ、現在の金融機関の融資は、官といえどもしっかりとした事業計画でないと公共であろうと資金を貸さないのが現実であり、民間と同列に扱われているとの認識がないことに大いに失望するものであります。

ここに至って府は、調停がここまで煮詰まっていながら、府議会の同意が得られず不調に終わると、府の当事者能力が疑われるとのことであります。根拠、理由が不透明なまま、議会に判断を求める姿勢こそ、執行機関としての当事者能力が疑われるものであります。

いずれにしても、泉佐野コスモポリス事業の破綻処理については、バブル時代の甘い見通しで計画された三セク事業の清算のモデルケースとして、その動向が全国から注目されているものであります。こうした中で取得する土地の事業目的と責任の所在を明確にしないまま、公金投入という解決策を選択した場合、最悪のモデルケースであるとも言われかねません。府民が十分に納得する形でのバブルの清算とともに、今後改めて三セク事業の功罪を見きわめていくことが強く求められているということを申し上げ、第一回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(徳永春好 君) これより理事者の答弁を求めます。知事山田勇君。

(知事山田勇君登壇)

知事(山田勇 君) 公明府議会議員団を代表されましての鈴木議員からの御質問にお答えを申し上げます。

泉佐野コスモポリス事業の処理に関しましては、府政の最優先課題であるとの認識のもと、私以下全庁を挙げてその処理に取り組んでまいったところでございまして、本事業の処理にかかわる私の熱意が感じられないとするならば、不徳のいたすところであり、まず率直に反省をいたしたいと存じます。

それを踏まえまして、御指摘のあった不信感のもととなっている以下の諸点についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、会社の経営情報の開示についてでございますが、会社に対する本府の出資比率は一六%であることから、従来は府議会に対して経営情報の報告がなされていなかったところでありましたが、今回の事例を教訓といたしまして、コスモポリス会社を含めた出資法人等の経営情報に関しまして、昨年九月より府議会に対して定例的に御報告を申し上げることとしたところでございます。

また、会社が行った不明朗な用地買収問題についてでございますが、本府といたしましては、昨年二月府議会におけるさまざまな御指摘を受けまして、会社の協力も得ながら、当時の担当職員からヒアリング調査を行うなど、その事実解明に積極的に取り組んできたところであり、昨年十一月、この調査結果を取りまとめ、本府顧問

弁護士の法的な見解も加えて、商工農林常任委員会に正式に御報告をさせていただいたところでございます。

さらに、今回、調停委員会から修正調停案が示されました経緯は、府議会の意見を受けて本府が行った要請に対しまして調停委員会では、調停が不調に終わった場合の多大な影響をしんしゃくされ、また本府の逼迫した財政状況を考慮し、銀行団の意見も聴取した上で、万やむを得ない例外的措置として次善の案を関係者に提示されたものでございます。なお、調停の内容にかかわる主張書面の要約を府議会に対してお示しをさせていただいたことにつきましては、問題を御審議いただく上で必要な情報であることから、手続は原則非公開とされている調停制度の趣旨との均衡に配慮する中で対応をさせていただいたものであり、よろしく御理解をお願いしたいと存じます。

次に、泉佐野市の特別土地保有税の減免期限を考慮し、本日臨時議会を招集させていただいたことについてでございますが、四月三十日を越えますと約二十七億円の新たな会社の債務が発生し、調停の基本的な枠組みを崩すこととなりますので、本調停を何としても成立をさせたいという気持ちからでございますが、決して府の事業責任を免れようとするものではございません。

続きまして、本府が購入する土地の事業目的に関してでございますが、当該土地の特性等を勘案して、公有地拡大の推進に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、多目的な公園的土地利用として公共買収を行うものでございます。今後、その具体化を検討するに当たりましては、投下資金の回収を図ることも視野に入れ、適切な利用計画について中長期的に検討してまいりたいと存じております。

また、調停案において本府の主張が取り入れられなかった本府の貸付金債権の劣後性に関してでございますが、さきの二月府議会においても御答弁申し上げましたとおり、担保に関する協定書と担保差し入れ念書がまだ所有権の変更されていない農地部分にも適用され、会社の土地売却代金が銀行団に優先的に配分されるか否かに関しまして、調停委員会は、主たる事業関係者である本府はこれらの文書の内容を知り得る立場にあったものと推認をされ、担保の形式が整っていないことを理由に、善意の第三者の立場を主張することは信義則に反すると判断し、債権の全額放棄を求めたものでございます。

調停委員会の判断は、本府の主張と相違するものではございますが、法的な見解をもとに、中立公平な第三者の立場にある調停委員会が判断されたものでありますことから、本府としましても、これを尊重せざるを得ないと考えておりました、よろしく御理解をお願いをいたしたいと存じます。

続きまして、面積相違問題の責任追及にかかわる実効性の保証についてでございますが、本府といたしましては、調停案に盛り込まれる追加条項の趣旨の具体化を図るため、選任された特別清算人に対しまして、本府が行った調査資料等を提供いたしますとともにその責任を明らかにし、厳正な対応を強く求めていきたいと考えております。

最後に、今回の処理案を選択することについての府民に対する責任の認識に関してでございますが、本府がこのように危機的な財政状況にあり、府民の皆様にご負担をお願いする形で財政再建を進めようとしております折に、本事業の処理に公費を投入しようとしていることに関しまして、容認しがたい感情をお持ちになる方もおられることと思っております。

しかしながら、本府が主導的に推進しておきながら、破綻してしまった事業を放置することは、今後の大阪府政の運営にさまざまな混乱を引き起こすことが必定と考えられますので、関係者間の合意が成立した今こそ、その処理を行うべきであると認識をいたしております。

私といたしましては、迅速にこのような破綻した事業の処理を終え、大阪産業の活性化を図るべく積極的な施策を展開することこそが責務であると考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（徳永春好 君） 鈴木和夫君。

（鈴木和夫君登壇）

（鈴木和夫 君） 再度の質問で恐縮でございますが、先ほど知事の府民に対する責任についての認識に関しまして、本事業の処理に公費を投入しようとしたことについては、容認しがたい感情をお持ちになる方もおられることと思うという答弁がありました。修正調停案におきましては、解決金六億円が削除されたというものの、本府の危機的な財政状況のもとで、債権放棄と合わせて二百億円を超える府の負担は余りにも大きいものであり、多くの府民から到底容認できるものではないとする厳しい声が聞こえてまいります。

今や行政といえども、投下した資本を回収し、採算性のある事業発想が必要な時代になっております。例えば、

規制を緩和し、土地の付加価値を上げ、民間でも参入できるような有効な活用方策も必要であります。

また、土地の取得に関し、開発利益を享受することになっている泉佐野市との負担割合についても改めて協議し、府民への負担を軽減する方策を検討するべきであります。特にこれらのことを十分に精査した上で議論を尽くし、結論を出すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

議長(徳永春好 君) 知事山田勇君。

(知事山田勇君登壇)

知事(山田勇 君) 鈴木議員に再度答弁をさせていただきます。

土地購入による負担を軽減する方策についてでございますが、購入後の土地利用計画に関しましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、現在多目的な公園的土地利用を行うこととしておりますが、今後その具体化に当たりましては、御指摘のような視点も加えて適切な利用計画を検討してまいりたいと存じます。

また、泉佐野市との負担のあり方に関しましても、地域の開発利益を享受する観点から、応分の負担を求めることも含め十分協議を進めてまいりたいと存じます。